

浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜田市議会基本条例第5条の規定に基づき、浜田市において新型コロナウイルス感染症の発生防止又は拡大抑制の措置が必要となった場合に、浜田市新型コロナウイルス対策本部（以下「対策本部」という。）と連携、協力し、対策活動を支援するとともに、議会として適切な対応を図るために必要な事項を定めるものとする。

(支援本部の設置)

第2条 議長は、感染症等の発生、拡大により対策本部が設置された場合、これに協力するため、浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置することができる。

2 感染の状況により支援本部が設置できないときは、議長の指示の下、議会事務局が第4条各号に掲げる事務を行うものとする。

(支援本部の構成)

第3条 支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

2 本部長は議長をもって充て、支援本部の事務の統括及び本部員を指揮監督し、対策本部の会議に出席して議会としての意見を伝えるとともに、情報収集及び執行部との情報共有に努めるものとする。

3 副本部長は副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、各会派代表者をもって充て、本部長、副本部長を補佐するとともに、支援本部の事務に従事する。

(支援本部の事務)

第4条 支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の感染状況の確認を行うこと。
- (2) 対策本部から会議での情報提供を受け、必要に応じて各議員にその情報を提供すること。
- (3) 議員からの情報を収集・整理し、対策本部に提供すること。
- (4) 必要に応じて国・県等への要望活動を行うこと。
- (5) その他本部長が必要と認めること。

(議員の任務)

第5条 支援本部の事務に従事しない議員は、次に掲げる事務を遂行する。

- (1) 支援本部から対策本部における情報の提供を受けること。
- (2) 市民からの相談に応じて助言を行うこと。
- (3) 市民の意見及び要望等について、必要に応じて支援本部に報告すること。

(議会事務局の役割)

第6条 議会事務局は支援本部事務局の役割を担うものとする。

- (1) 事務局長は、対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、議会からの情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、各議員との連絡や感染情報の整理など、事務局の業務に従事する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

この要領は、令和2年4月16日から施行する。

【参考】浜田市議会基本条例（危機管理）

第5条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穏を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市長等と連携し、次に掲げるとおり対応するものとする。

- (1) 議長は、必要に応じて議員による協議又は調整を行うための組織を設置する
- (2) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。